

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に、
うに保安林の指定をする。

平成十年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする。

目次

◇告示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）

保安林の指定（森林保全課）

土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課）
土地区画整理組合の解散の認可（〃）

告示

鳥取県告示第六百九十五号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称
株式会社日光ストア	日光ストア相生店

平成十年十月三十日

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。
朝町大瀬第一地区土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第六百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、三役所に備え置いて縦覧に供する。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。
朝町大瀬第一地区土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

平成十年十月三十日から平成十三年三月三十日まで

二 施行地区

東伯郡三朝町大字大瀬字久鳥及び字梨子ヶ坪の全部並びに字前田及び字正天の各一部

三 事務所の所在地

東伯郡三朝町大字大瀬九十九一一 三朝町役場建設課内

四 設立認可の年月日

平成十年十月二十六日

五 事業年度

平成十年十月二十六日

六 公告の方法

三朝町役場及び施行地区周辺の大瀬区の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第六百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四十五条第一項の規定に基づき、米子市熊党土地区画整理組合の解散を平成十年十月二十七日認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次